



《会計・税務の知識》 所得税に適用される「控除」について

はじめに

確定申告の季節になりました。

今年は、政府が配偶者控除の見直しを議論するなど、確定申告で所得税に適用される「控除」という仕組みに関心が高まっています。

「控除」は、その人の生活環境等の所定の条件に適合することで、所得や税額から引くことができる金額をいい、これらを差し引いた額によって所得税額が決まるようになっています。

確定申告の際に納税額を減らすためには「控除」に関する正しい理解が欠かせません。

そこで今回は「控除」のうち、主なものをまとめました。

1. 所得控除・・・所得からマイナス

所得控除は現在14種類あります。

今回は、そのうち5種類を取り上げました。

<①医療費控除>

1年間の医療費が、生計を一にする配偶者その他の親族も含めて一定以上になった場合、所得額から控除できます。

※次のうち、多い方の金額が控除されます。

- ・医療費－10万円
- ・医療費－所得金額の5%

医療費控除の親族に所得条件は無く、扶養されているかも問いません。よって、共働き夫婦であれば、課税所得が多く、所得税率の高い方にまとめる方が節税効果が高いと言えます。

<②配偶者控除・配偶者特別控除>

現行制度では、生計を一にする配偶者の所得が38万円以下（給与収入が103万円以下）等の要件にあてはまると、38万円（配偶者が70歳以上なら48万円）を所得額から控除できます。

また、配偶者控除の適用外になっても世帯の手取が減らないようにする措置として、配偶者特別控除があります。

なお、平成29年税制改正大綱によれば、配偶者特別控除の所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与収入が150万円以下）に引き上げる予定です。さらに配偶者控除の要件に納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であることを追加し、配偶者特別控除も合計所得金額に応じ控除額を遡減させます。

<③扶養控除>

扶養控除は、配偶者を除く親や子どもなどの親族（その年の12月31日時点で16歳以上）を養っている場合、所得から一定の金額を差し引くことができます。

一般的には控除額は38万円ですが、親族の年齢により控除額は変わってきます。

<④寄附金控除>

寄附金控除は、国や地方自治体に対する寄附金を行った場合に受けることができます。

控除金額は、その年に支出した寄附金の金額と総所得金額の40%の少ない方から2,000円を引いた金額となります。

<⑤生命保険料控除>

生命保険や個人年金保険等に加入している場合、年間の支払生命保険料によって一定の金額を控除できます。

2. 税額控除・・・所得税額から直接マイナス

税額控除とは、税率をかけた後の計算で算出された所得税額より、直接一定の金額をマイナスできるものです。所得税額から直接控除できるため、節税効果は高くなります。

<①配当控除>

一定の配当所得があるときに、その所得の10%または5%を所得税額から控除できます。

ただし、申告分離課税を選択した配当所得に関しては適用できません。

<②住宅借入金等特別控除>

住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得、増改築等をした場合には、その住宅ローン等の年末時点の残高を基準として一定金額を所得税額から控除できます。

おわりに

所得税に適用される「控除」にはこの他にも様々な種類があります。ご自分の対象となる控除は何か知っておくことで納める税額にも差がでてきますので、今回の記事をご参考にしていただけたらと思います。
(担当：小西)